

# 不妊治療費助成を行う市町村への 補助制度の創設について

令和6年1月11日

奈良県

# 不妊治療費助成を行う市町村への補助制度の創設について

安心して子どもを産み育てることができる奈良県づくりに資するため、**市町村が実施する不妊治療にかかる費用助成に要する経費への補助制度を新たに創設**する。

これにより、不妊に悩む夫婦等の経済的な負担を軽減し、若い世代がライフプランとして妊娠・出産を視野に入れ、積極的な治療に取り組めるよう支援する。

## 背景

- 令和4年4月より、不妊治療のうち、一般不妊治療（人工授精等）と、生殖補助医療（体外受精・顕微授精等）が**保険適用**となった。
- 令和4年3月まで実施の特定不妊治療費助成制度の対象となっていた治療のうち、年齢・回数制限を超えた治療や先進医療は保険適用外であり、治療の内容によっては**経済的負担が増加する**場合がある。
- 現在、**11.6人に1人が体外受精・顕微授精で出生**しており（2021年）、**不妊治療は少子化対策の一端を担っている**状況にある。

## <不妊治療の全体像>

一般不妊治療【保険適用】			
生殖補助医療	<b>【保険適用】</b> 1)採卵、採精 2)体外受精、顕微授精 3)受精卵・胚培養 4)胚凍結保存 5)胚移植 * 1)~5)に追加的に実施されるもの	※年齢・回数制限あり(1子ごと) ・40歳未満 通算6回まで ・40歳以上43歳未満 通算3回	①
	<b>【保険適用外】</b> 年齢・回数制限を超えた場合	②	
	先進医療として認められている医療【保険適用外】 * 保険適用対象医療1)~5)に追加的に実施されるもの		③
	先進医療として認められていない医療【保険適用外】		

# 不妊治療費助成を行う市町村への補助制度の創設について

## 県における検討の経緯

- 県では、支援制度の創設を視野に、令和5年6月補正予算に不妊治療支援のための調査研究経費を計上し、不妊治療を受けている患者へのニーズ調査や、県内の生殖補助医療実施医療機関へのヒアリング・市町村へのアンケート等を実施。
- 調査研究の結果、次のことが明らかになった。
  - ① 保険適用以降、20～30代の若い世代の受診が増加。8割弱が保険適用治療のみであること。
  - ② 治療回数を増やすことで妊娠の可能性が高まるが、保険適用となる治療回数を超えた場合に治療をあきらめる患者が多いこと。
  - ③ 先進医療は保険適用医療に追加して実施することで、妊娠の可能性を高める治療であり、患者の選択肢を増やすことができること。
- 令和5年9月現在、27市町村が独自に不妊治療費への助成事業を実施。このうち13市町村が「生殖補助医療」の治療費への支援を行っている。

## 補助制度の概要(案)

- 上記調査結果を踏まえ、市町村への補助制度を創設。（開始時期：令和7年度を目処）
- 不妊治療（生殖補助医療）にかかる次の①～③の医療費のうち市町村が対象者に助成する経費に対し、県が1/2を補助。（県の補助対象については、患者負担割合及び治療ごとの助成上限額の設定あり）
  - ※対象者は県内在住の夫婦（どちらか一方が在住。事実婚を含む。）で、治療開始日における妻の年齢が43歳未満である者とする（以下「患者」という）。
- ① 保険適用治療に対し、患者が負担した医療費（保険適用後の自己負担分）
- ② 保険適用対象の上限回数を超えた治療（2回分）に対し、患者が負担した医療費
- ③ ①または②に追加して実施される先進医療に対し、患者が負担した医療費

# 不妊治療費助成を行う市町村への補助制度の創設について

## 制度のイメージ(案)

- 県が補助対象とするのは、保険適用対象治療(①)については、**医療保険・高額療養費等適用後に患者が負担した医療費のうち50%**、保険適用対象外の治療(②及び③)については、**患者が負担した医療費の50%**とする(但し、治療ごとに助成の上限を設ける)。
- 県補助率：**1/2**

